

6. 社団法人 札幌青年会議所役員選出規定

第 1 章 総 則

第 1 条 定款第 3 章第 19 条に定める役員の選任手続きはこの規定による。

第 2 章 役 員

第 2 条 (理事長)

理事長は本規定第 5 章によって選出される。

第 3 条 (直前理事長)

直前理事長は前年度の理事長が就任する。

第 4 条 (副理事長・専務理事および常任理事)

副理事長・専務理事および常任理事は、次年度理事長予定者の指名に基づき総会においてこれを選任する。

第 5 条 (理 事)

理事は、次年度理事長予定者の指名に基づき総会においてこれを選任する。

第 6 条 (監 事)

監事は当該年度理事長の指名による。

第 3 章 選出管理委員会

第 7 条 理事長の選出に関する事務を管理するため、選出管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

第 8 条

1 管理委員会は委員 7 名をもって構成する。

2 理事長は毎年 4 月末日までに当該年度満 40 歳に達する正会員の中から委員を指名し、理事会の承認を得るものとする。但し、当該年度中に満 40 歳に達する正会員の中から委員を指名することができないときはその余の正会員の中より指名できるものとする。

第 9 条

- 1 管理委員会は互選により1名の委員長を定める。
- 2 委員長は管理委員会の会務を総理し、管理委員会を代表して理事会に出席し、選出に関する事務について報告し意見を述べることができる。
- 3 管理委員会はあらかじめ委員の中から委員長支障ある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

第10条 委員の任期は理事会において決定した日より同年12月31日を以て満了する。

第11条 選出に関する通知は、すべて管理委員長の名をもって文書により通知する。

第 4 章 選 出 権

第12条 選挙の行われる当該年度の4月末日までに入会し、告示日に在籍している正会員は選出権を有する。

第 5 章 理事長選出

第13条 理事長に立候補しようとする正会員は、次の各号に該当しなければならない。

- (1) 本会に告知の日に満3年以上在籍していること。
- (2) 当該年度の前期までの会費を納入していること。
- (3) 告知の日からみて過去の各3年間の例会出席率が60%以上であること。
- (4) 当該年度を含め本会の理事を2回以上経験していること。
- (5) 前年度までに(社)日本青年会議所への出向を経験していること。

第14条 管理委員会は毎年5月末日まで立候補の届出期限、投票日及び投票場所を告知しなければならない。

第15条 投票日は毎年8月末日までに行うものとする。

第16条 理事長に立候補しようとする者は、選出管理委員長宛に管理委員会の定める書式により次の書類を提出しなければならない。

- (1) 立候補届
- (2) 選出権を有し当該候補のみを推薦する正会員10名以上15名以内の推薦書
- (3) 候補者の立候補所信

第17条 前条により届け出られたものを立候補者とし、管理委員会は立候補者の資格審査をして、その資格が正しければ会員へ通知しなければならない。

第18条

- 1 投票は管理委員会の用紙を用い届け出候補につき単記、無記名投票による。

- 2 投票において最多得票者が当選者となる。但し、最多得票者が有効投票の過半数を得ないときは次点者と決選投票を行う。

第19条 やむを得ない事由により投票日に投票できない選出人は、管理委員会の定める方法により不在者投票をすることができる。

第20条 立候補者が1名のときは、無投票により立候補者を当選者とする。

第21条

- 1 立候補者がいないときまたは第18条の規定による投票の結果当選者が決定しないときは理事会は直ちに候補者1名を推薦しなければならない。
- 2 前項の場合第20条を準用する。

第22条

- 1 第18条、第20条および前条規定の当選者は、理事長選任について総会においてその承認を得なければならない。
- 2 総会は、前項の規定による承認議案を否決した場合には、当該総会において直ちに次年度理事長予定者を選任しなければならない。

附 則

本規定は昭和48年 3月12日より施行する。

昭和57年12月 1日一部改正

昭和62年 1月 1日一部改正

平成 5年11月12日一部改正

平成 6年12月14日一部改正